

第3回乳幼児睡眠用製品専門部会議事要録（案）

I 日時：2025年8月20日（水）10時00分～12時00分

II 場所：一般財団法人製品安全協会 会議室 及び Microsoft teams meeting system

III 出席状況：

委員：

本人出席 17名

委任状 2名

出席者計 19名

欠席者 1名

オブザーバー：

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

経済産業省 製造産業局 生活製品課

消費者庁消費者安全課

こども家庭庁成育局母子保健課

こども家庭庁成育局安全対策課

事務局：

一般財団法人製品安全協会：高島理事長、関専務理事、菅参与、ほか関係者

IV 配布資料：

(0) 議事次第

(専3)-1 乳幼児睡眠用製品専門部会委員名簿

(専3)-2 第2回乳幼児睡眠用製品専門部会議事要録（案）

(専3)-3-1 乳幼児用ベッドの基準作成方針

(専3)-3-2 乳幼児用ベッドの基準改正案

(専3)-3-3 乳幼児用ベッドの内外の表示要求の比較と改正案

(専3)-3-4 乳幼児用ベッド図

V 議事：

1. 開催挨拶：

- ・製品安全協会/高島理事長より開催の挨拶を行った。

2. 開会

- ・西田委員長より開会の挨拶を行ったあと、西田委員長が議長となり、議事進行を行った。

3. 乳幼児睡眠用製品の作成・改訂方針及びSG基準案の検討について

(1) 乳幼児用ベッドのSG基準の検討

事務局より資料「(専 3)-3-1 乳幼児用ベッドの基準作成方針」を用い、乳幼児用ベッドのSG基準改正の進め方について以下の説明が行われた。

- ・乳幼児用ベッドの欧米基準と日本の基準では乖離があることが分かった。
- ・SG基準の改正が必要と考えているが、短期間での検討は難しいため、本日の会議では論点の洗い出しを行う。
- ・論点については別途分科会で審議する。

事務局より資料「(専 3)-3-1 乳幼児用ベッドの基準作成方針」、「(専 3)-3-2 乳幼児用ベッドの基準改正案」、「(専 3)-3-3 乳幼児用ベッドの内外の表示要求の比較と改正案」を用いて以下の考え方に基づいて作成した具体的な改正案についての提案があった。

- ・日米欧でリスクが共通する項目については欧米の基準を取り入れる。
- ・同じリスクに対して試験方法が異なる場合はどちらの試験方法も認める。
- ・使用実態及び製品に求められるニーズが欧米と異なる場合は別途検討する。

以上の説明のあと、改正案についての以下質疑応答を行い、出てきた論点については別途分科会を開催し審議することとなった。

永田委員：足がかりの定義を教えてください。

事務局：乳幼児が足をかけることができる箇所で、例えばアメリカでは1 cm以上のでっぱりとの定義になっている。

山崎委員：さんの間隔を85 mmから65 mmに狭める基準案について、乳児のおしりの厚みが根拠とのことだが、日本の乳幼児用ベッドの構造上、臀部が挟まるリスクは著しく低いと思われ、事故事例も把握していない。海外基準に合わせて狭くする必要はあるのか？

永田委員：ひもに関する基準案があるが、ひもの定義について教えてください。

事務局：体や首に巻き付くものはひもとの解釈。乳幼児用ベッドでひも状のものを使うことはないと思うが、仮にあった場合は危険な長さ（体に巻き付く長さ）でないことが要件となる。体に巻き付くのであればどのような形状のものでもひもの扱いになる。

永田委員：キャストの可動防止が 2 個以上必要との基準案になっているが、ストップ以外にもう一つ可動防止装置が必要との解釈か？

事務局：本基準案は二つの脚がロックされる必要があるとの解釈で、現在の SG 基準から変更はない。

永田委員：子供がよじ登るようになったら使用をやめるべきとの話であるが、よじ登る月齢についての情報はるか？

事務局：第 2 回専門部会で紹介した ISO の 24929 にも入ってはいるが、具体的な定義が難しい。そのような行動を始めたなら要注意である旨が欧州の考えと思われる。

西田委員長：よじ登るについてのデータを持っているので提供したい。

永田委員：ドロップダウン構造を禁止されると、消費者のニーズに合致した木製の製品を作ることが難しくなると思われる。そうすると、消費者が安価で危険な製品に流れ、より危険な状況になることが心配である。

事務局：ドロップサイドを欧米のように無条件で禁止する方向では考えていない。利便性等とのトレードオフの関係にある部分については、欧米で懸念されているリスクを踏まえた上で日本なりの考え方を整理し、必要な部分は何らかの対応を行う等、これからの検討の中で決める話と考えている。

井上委員：ベッドの上にもものを置かないという話については、昨年 11 月にこども家庭庁からも出ている情報が、インパクトがあるかもしれない。

井上委員：マットの硬さと厚さについての説明があったが、厚さについての根拠があれば教えてほしい。厚さについてはかなり厚いものも許容しているイメージだが、乳児が挟まれた際、マットの厚みがあると、胸の動きが制限されてしまうリスクが高まると思うため、マットは薄い方がよいと思う。

井上委員：ドロップサイドがあった方が収納スペース等を作れるとの話があったかと思うが、収納スペース等の問題を技術的にクリアできるのであれば、米国で禁止されているものを日本で認めるのはリスクかと思う。

奥野委員：資料について、足がかりから上端までの高さについて基準値が間違っていないか？ また、底板のすき間の要件があるが、底板とは、マットレス等をのせる床板のことでよいのか？

事務局：マットレス等を載せる床板のこと。高さについての基準値については改めて確認する。

山地委員：資料 3-3-3 の「乳幼児用ベッドの内外の表示要求の比較と改正案」の資料について、(9)足がかりになるもの、(10)マットレスに関する部分に具体的に記載する文書までは書かれていないが、これは今後検討するのか、それとも既に決まっているのか？

事務局：SG 基準は原則細かな書きぶりまでは定めず、趣旨を定めてその趣旨が明確に伝わるものであれば認めることとしており、事業者の創意工夫の余地を認めてい

る。趣旨をどう定めるかについては今後の検討の中で考える。

山地委員：足がかり等イメージしづらい言葉も多く、具体的なものがあると消費者は理解しやすいので記載方法に関して検討してほしい。また、リスクと言われてもあまりピンとこないが、欧米のマットレスの注意表記のように、2枚目を追加すると危険と具体的に書かれていると非常に分かりやすいので、このあたりも検討してほしい。

石崎委員：床板を下段に調整した際、上段で床板を固定するための8mm ぐらいのボルト穴がむき出しになるが、この穴は5mm以上13mm未満の指はさみの基準に抵触すると思われるので認められないことになるのか？

事務局：指はさみのすき間については深さの要件もあり1cm以内の深さであれば問題ないとの判断のため穴を浅くする等で対応できないか？

石崎委員：現状のものはほとんど貫通穴である。構造変更が必要とのことか？

事務局：子供の手が届く範囲であれば対応が必要ではないかと思う。

石崎委員：床板を最下段に下げた場合、床板から30cmのあたりに穴が出てくると思う。

現状日本のほとんどの製品が該当すると思われるため、ここの部分も検討してほしい。

石崎委員：下段で使用する場合、現状でも赤ちゃんの出し入れがしにくい状況だが、足がかりがない範囲を30cmから35cmに大きくすると、側壁を高くする必要がでてくる可能性もあることからさらに使いにくくなる可能性がある。そうすると、本来下段で使用するべき場合に上段で使用する誤使用を誘発するおそれがあるのとも考えられるので、この部分も検討してほしい。

事務局：利便性と安全性とのバランスをどうするかについては今後の検討課題と考えている。

曾川委員：基準案「前枠が可動式のもの乳幼児が転がり落ちない構造であること」について、前開きのものについては構造上対応が難しいと思われる。スライド式以外にも適用される基準であれば実態にそぐわないと思われるため検討してほしい。

事務局：アメリカではドロップサイドが禁止されているにも関わらずこの基準があるということは、前開き式も想定したものと考えられる。現実的に対応可能かについては今後確認作業を行う。

野口委員：子供の発育については、親は体重で管理していることも多い。適用対象で身長90cm未満とあるが、JIS L 4001に身長と体重の関係が記載されているので、身長と体重を併記することを検討してほしい。

事務局：体重が重要な要素であれば、記載してもよいと思う。乳幼児用ベッドについては柵を乗り越えないことが構造上の大きな要件となっているため、軸となる身長を記載した。日本のデータでは90cmを越える子供は24か月で3%。ほとんどの子供が24か月まで使用でき、30か月で10%、3歳でも50%。子供がよじ登れる

ようになったら禁止するとの縛りを入れることで、事業者の自由度を高めるのが今回の提案となっている。

野口委員：つかまり立ちによる落下以外にも低月齢時の窒息等、乳幼児の成長に応じてリスクが変わってくる。成長に合わせたリスクを取扱説明書等に記載すると使い勝手や安全性の向上に寄与するかと思う。

山崎委員：様々な質問がでていますが、文章や資料だけのやりとりだとイメージしづらく、例えば乳幼児の手が届く範囲がどこまでか等、具体的な内容が分からない。また、市場にある乳幼児ベッドはサイズが種類ではなく、サイズによって条件が変わってくるかもしれない。詳細の検討については実物もみながら進める必要があると思う。

事務局：ベッドのサイズについては、マットレスと別売のような状態であるため、標準サイズ等があるほうが便益が高いと思われる。生産者側で提案できるのであれば、経済的な観点からも、本基準と並行して検討していったらどうかと思う。

西田委員長：実物を準備することも検討してほしい。

松井委員：消費者からのヒヤリハット等の情報は、ほとんどの原因が誤使用。注意表示の記載方法については各メーカーかなり工夫しているが伝わっていないことが多い。消費者に理解してもらうにはどのようにするのがよいのかのアドバイスがほしい。また、実際に事故が起きないと消費者はなかなか当事者意識が持てないとの現実もあるため、消費者への危険性の周知を関係省庁にはお願いしたい。

蒲谷委員：掛布団については、風邪を引くおそれがあるため禁止されていない中で、推奨しないとの文言だけを記載すると消費者が混乱するのではないかと思う。使用方を注意してもらう等の補足を入れる等を分科会で検討した方がよいと思う。

西田委員長：今回ご指摘頂いた件については、分科会で検討を進めたいと思う。

4. 今後の進め方について

事務局及び西田委員長から次の説明があった。

1) 乳幼児用ベッドについて

- ・分科会の進め方については、実験等も必要になってくるとわれ、改めて事務局で検討する。
- ・分科会については、学識経験者、製造事業者、検査機関には参加してほしい。
- ・他の委員については必須ではないが、参加頂けるのであれば歓迎する。
- ・関係省庁については、オブザーバーとして参加頂けるのであれば歓迎する。
- ・後日、参加希望のお伺いを立てるので、参加可否を連絡してほしい。
- ・分科会で審議した件については改めて専門部会で諮る。

2) バシネット、ベッドサイドスリーパー、幼児用ベッドガードについて

- ・9月、10月に開催する専門部会で検討を進める。

5. 閉会

- ・経済産業省製品事故対策室長/望月様より子供用特定製品に関する経済産業省の方針、今後の進め方等についての説明があった。
- ・製品安全協会/高島理事長より閉会の挨拶を行い第3回専門部会が終了した。

第3回乳幼児睡眠用製品専門部会出欠表（敬称略）

No.	区分	氏名	所属	出欠
1	学識者	西田 佳史	東京科学大学	出席
2		井上 信明	埼玉医科大学総合医療センター	出席
3	消費者	河村真紀子 代理：中村 紀子	主婦連合会	出席
4		山地 理恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	出席
5	製造・輸入 事業者	石崎 尚樹	石崎家具株式会社	出席
6		松井 慎吾	株式会社カトージ	出席
7		尾崎 泰彦	株式会社キンタロー	欠席
8		山本 正彦 代理：益子 満哉	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	出席
9		山崎 吉典	株式会社ヤマサキ	出席
10		永田 雅一	株式会社大和屋	出席
11		伊藤 晃浩	株式会社ヤトミ	出席
12		曾川慎之助	株式会社グランドールインターナショナル	出席
13		蒲谷 祐	コンビ株式会社	出席
14		深井 誠	デンビー株式会社	出席
15	流通・販売 事業者	野口福太郎	株式会社赤ちゃん本舗	出席
16		喜田 清香 代理：部会長	日本トイザラス株式会社	出席
17	検査機関	大口 達郎	一般財団法人ポーケン品質評価機構	出席
18		奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所	出席
19		山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社	欠席
20		三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター製品安全支援課	出席